

氏名	市場哲也
学位の専攻分野の名称	博士（先端マネジメント）
学位記番号	甲経営第46号（文部科学省への報告番号甲第798号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2023年3月16日
学位論文題目	タックス・フェアネスに基づく税務会計概念フレームワークの構築 —ポストBEPSにおける多国籍企業の税務計画と税務戦略のコントロール体系—
論文審査委員	（主査）教授 石原俊彦 （副査）教授 西尾宇一郎 教授 上田耕治 鈴木一水（神戸大学教授）

## 論文内容の要旨

### 1 概要と目次

米国のデジタル企業から急速に世界中に拡散した国際的租税回避（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）は、タックス・ヘイブンの台頭や、主要国での長年にわたる法人税率の引き下げ傾向などの現象をもたらした。OECDの主導で2021年7月に合意が成立した新たな国際課税の枠組み「2つの柱」(2 Pillars) 税制は、これらの問題に対する歯止めとして期待されている。しかしながら、対内直接投資がもたらす法人税歳入に依存する傾向の強い新興国は、従前から存在する先進国・新興国の格差に加えて、国際資本市場のグローバリゼーションと経済のデジタル化がもたらす新興国同士の格差の問題についても、国際課税の枠組みから対処がなされるべきであると主張している。新興国では近年、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による深刻な影響によって、財政悪化への不安が強まり、新興国経済の金融市場から莫大な資金が流出している。新興国の通貨安とドル高は、新興国によるドル建債務の元本返済を困難にしている。ロシアによるウクライナ侵攻の結果、物価の高騰とインフレ圧力に対応するため、米欧先進国は金利引き上げを余儀なくされており、新興国債務の金利負担もまた深刻化している。グローバル化を追求してきた今日の国際資本市場では、財政の国際格差が、このように地球規模の構造的課題となっている。

市場哲也氏が提出した博士學位申請論文（以下、本論文という）は、多国籍企業の納税行動に関する税務会計研究である。その特徴は、2010年代の中盤までの、米国デジタル企業が開発した国際的な租税回避と、それへの対抗策としてのBEPSプロジェクトの動向を斟酌しながらも、それを越えた「ポストBEPS」、すなわち、上述した新興国が抱える財政問題の解決を、法人税歳入の公正という観点から企図する点にある。本論文の着想は、国際課税の中心課題として財政の国際格差の問題に取り組むためには、2 Pillars 税制の枠組みに至る特定税制の制度設計を緻密に考究する「租税制度・政策の公正性」の研究だけでは不十分で、多国籍企業それぞれの「公正な納税行動」についての研究の深まりが必要であるという問題意識にある。ここにおいて、本論文の研究目的は、多国籍企業による納税行動の公正性を規定する概念として「企業のタックス・フェアネス」を構造化することであり、「企業のタックス・フェアネス」に基づいた税務戦略の展開に貢献する税務会計概念フレームワークを構築することにある。

本論文の中核的主張である「企業のタックス・フェアネス」は、「法人税をコストとみるのではなく、事業を営むすべての地域経済社会への貢献とみる納税行動」として定義づけられている。折しも、税務会計における定性情報開示の義務化（英国、2016年より）に加えて、国別定量情報開示の義務化（EU 諸国、2024年より導入予定）といった国際課税の情報開示環境の変化は、財務情報と非財務情報を統合した企業による納税行動のコントロールへの国際社会からの負託を示している。本論文では、戦略管理会計を研究対象とした複数の理論モデルを再評価の上、Robert Simons（1995）による Levers of Control（LOC）の理論に基づいて、財務情報を非財務情報と融合した税務会計概念（すなわち、企業のタックス・フェアネス）のフレームワークが構築されている。この LOC の理論モデルでは、4つのコントロール・レバーが提示されており、本論文ではまず、信条と境界という2つのコントロール・レバーについて、ヘルスケア業界の多国籍企業をサンプルとした納税行動のコントロールに関する実態調査から「非財務情報を活用して納税行動をコントロールする多国籍企業の実務を見出すことはできなかった」という重要な調査結果を導出している。その上で、双方向型コントロール・システムと診断型コントロール・システムについては、責任会計に基づく管理単位ごとの重要業績指標を設け、そこに税の要素を包括した業績測定システムを関連付けることで、タックス・フェアネスを目的とした税務戦略のマネジメント・コントロール・システムが構築されると帰結している。本論文は、以下の10章で構成されている。

- 第1章 課税をめぐる国際協調と格差の問題
- 第2章 租税競争の多極性において国際協調が残す課題
- 第3章 多国籍企業の責任に対する社会的評価と納税行動の関係性
- 第4章 税務計画概念の再検討－企業のタックス・フェアネス
- 第5章 税務会計が担うべき責任の拡張
- 第6章 伝統的な管理会計の知見に対する移転価格課税理論の影響
- 第7章 戦略的不確実性の下での税務戦略
- 第8章 実態調査分析－納税行動のコントロールに対する非財務情報のシステムの活用
- 第9章 実態調査分析－税を目的とする請願活動と納税行動との関係性
- 第10章 タックス・フェアネスに資する税務会計概念フレームワークの構築  
－税務戦略をコントロールするマネジメント・コントロール・システム（MCS）

## 2 各章の内容

第1章では、新興諸国がその税財政上の特徴から、BEPS 問題に対してどのような主張を行ってきたのかを整理し、これらを OECD 主導の国際協調から示された新たな課税の枠組みである2Pillars 税制の制度趣旨と照合することによって、残される新興国税財政の課題として「底辺への競争」問題があることを明らかにしている。「底辺への競争」とは、多国籍企業からの対内直接投資による法人税歳入に依存する新興諸国間で投資誘致競争が生じる結果、新興国の投資誘致当局に多国籍企業が持ちかける交渉で財政優遇措置の条件が吊り上がり、新興諸国地域全体に財政の負の連鎖をもたらす現象である。

第2章では、2Pillars 税制においても残された新興諸国間の「底辺への競争」の問題は、現在の国際課税に関する国際協調のフレームワークでは解決できないことを明らかにしている。その理由として本論文では、国際的な租税競争を「有害」なものとする規準は、20世紀末から先進諸国が一貫して定義付けてきたものであり、その有害性の規準と「底辺への競争」の間には、相当の共通性が見られることが示されている。

第3章では、多国籍企業における社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）と納税との関係性

の解明に取り組んだ先行研究を分析している。ここでは、高いCSR評価値や市場等からの好意的なインパクトを享受する企業の納税行動を説明する実証研究の成果が分析され、企業の社会的責任に対する社会的評価と租税回避との関係性には、何ら具体性を持った実証結果が導出されているわけではないことを明らかにしている。そして、「公衆」の中心利害である一般財源（法人税納税）を回避する企業の納税行動が、必ずしも企業のCSRに対する社会的評価の低下を伴うものではないというパラドックスの存在を見出し、このパラドックスを解消するには、多国籍企業の納税行動を国際社会における企業統治の対象として捉える思考が求められているとしている。

第4章では、多国籍企業の納税行動を支える税務計画モデルの理論構造が再検討されている。ここでは、1990年代初頭に税務計画理論として論理体系化された契約集合体説を取り上げ、その企業観においては、企業活動が最適化に至るプロセスのなかで、法人税は最小化されるコストの一つにすぎず、企業組織の目的や動機や選好などの存在が認められてない点に重大な欠陥が存在すると整理している。そして、この問題を解決するには、法人税をコストでなく経済的貢献とみなす修正が提唱されている。本論文では、これを「企業のタックス・フェアネス」と概念化し、「企業のタックス・フェアネス」は、多国籍企業が実践すべき組織の目的や動機であり、税務戦略の核をなすものであるという小括を行っている。

第5章では、「企業のタックス・フェアネス」という概念形成に至るロジックとその考え方の妥当性を、国際税務研究の著名な有識者2名とのインタビュー結果に基づいて検証している。ここでは、第4章までの一連の論考内容には、相応の有意性があることが確認されている。また、インタビュー結果からは、多国籍企業の納税行動に関する国際社会の議論を深めるための視点として、企業統治は概念として漠然とし過ぎており、その直接的な有効性には疑問があることが導出され、企業統治の構成概念の一つとしてアカウンタビリティに着目することが有用であるとしている。ここではさらに、企業納税者と法人税務当局という限られた情報利用者間で発展してきた税務会計が、多国籍企業のアカウンタビリティを担う会計へと変容する必要性を明らかにしている。本論文はこのような結果から、戦略管理会計に基づいてタックス・フェアネスという税務会計概念のフレームワーク形成へと新たな考察を展開している。

第6章では、これまでの国際課税制度の中核をなす移転価格税制と業績評価会計に関する管理会計の国際振替価格に関する先行研究を対象にした分析が行われている。この分析は、国際課税に関する管理会計の先行研究の内容を総括するもので、移転価格税制の標準的な課税理論である取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method: TNMM）の限界が明らかにされ、管理会計の一つの研究領域である業績評価会計だけでは、国際課税研究に向けたさらなる発展の機会が見出しにくいという状況を明らかにしている。そして、タックス・フェアネスという税務戦略を実現するには、業績評価会計の研究から戦略管理会計の研究へのシフトが必要であるという考察が展開されている。

第7章では、今日の国際課税環境を「戦略的不確実性」と位置付け、これをコントロールする戦略管理会計の理論モデルの構築が検討されている。先行研究分析の結果、本論文では、Robert Simons (1995) による Levers of Control (LOC) の理論モデルが、「企業のタックス・フェアネス」に基づく戦略管理会計の構築には、最も適切な理論モデルであるという結論に至っている。その理由として、LOCが汎用性を備えた研究上の結論を導出できること、そして、結論の汎用性は租税回避に積極的か抑制的かを問わず、すべての多国籍企業の税務計画を介した税務戦略のコントロールを説明できるフレームワークであることが言及されている。

第8章と第9章は、LOCモデルに基づいて多国籍企業の税務計画の実態調査が行われている。ここでは、ヘルスケア・ライフサイエンス産業に属する22社からなる調査サンプルを選択されている。第8章では、LOCの「信条」「境界」のシステム（本論文ではこれらを「非財務情報のシステム」と整理している）の開示内容に関する定性分析が行われている。パーパスやミッション・ステートメントなどの分析の結果、戦略

コントロールでアクセルに相当する「信条」のシステムでは、税についての言及はほとんど見られなかったことが明らかにされている。また、納税行動方針文書の分析の結果、戦略コントロールでブレーキに相当する「境界」のシステムでは、米国をグローバル本社とする調査対象企業に正規の開示を見送る事例が散見されたことが指摘されている。そして、ブレーキの非財務情報システムであるはずの「境界」のシステムに「創造的な納税行動」(Creativity)や「税を目的とした請願活動」(Lobbying)といったアクセルの要素を包含する事例が散見されることも明らかにされている。この実証は、コントロール・レバーの「役割の重複」(dual role)という先行研究(Tessier and Otley, 2012)が指摘した現象の発見であるとしている。

第9章では、「境界」の「役割の重複」に着目し、米国議会における租税政策立案担当者を対象とした請願活動の有無と、その企業の実際の租税負担割合の関係性を明らかにしている。分析の結果、米国の健康保健行政や社会保障制度について、税はサンプル企業にとって3番目に主要な請願活動の目的であること、そして、税を目的とした請願活動に従事していたサンプル企業はそうでない企業に比して、より大きな幅で連結税負担割合の低減に成功していたことが明らかにされている。また、第8章の分析によれば、米国をグローバル本社とするサンプル企業では、「信条」「境界」どちらの非財務情報のシステムも納税行動に言及しない事例が数多く見られたが、それらのサンプル企業のなかでも、税を目的とした請願活動に従事していた企業は、過年度から安定的に国際課税スキームを活用した租税回避効果を獲得することに成功してきたことが明らかにされている。この分析からは、税の請願に従事する米国のサンプル企業にとって、税務会計が財務報告の重要な構成要素となっている実態が確認されたとしている。

第8章と第9章の実態調査は、22の調査対象企業サンプルに対して、非財務情報システムに相当する132の文書、2020年までの過去3年間の66の連結税効果指標、それに、22の企業の請願報告調査(連邦上・下院議会指定LD-2様式)といった第一次資料に基づいて実施されている。本論文ではこれらの膨大な資料の分析による実態調査から、企業のタックス・フェアネスを実現するための税務戦略をコントロールする目的で非財務情報が活用されている事例を見出すことはできなかったと結論付けている。

第10章では、「信条」「境界」のシステムなど、非財務情報の活用を唱えるマネジメント・コントロール・システム(MCS)において、財務的なコントロールである責任会計の役割が示されねばならないという考察結果から、責任会計を支える業績測定システム(Performance Measurement Systems; PMS)を構築し、税後キャッシュ・フローを事業サイクル年数で通算した計画・実績値を業績測定指標とすることの重要性と、税の要素を算入したPMSでは、非財務情報のシステムが開示する納税行動方針が、事業戦略の実践へと変換されるプロセスの重要性が強調されている。同時に、PMSは情報収集システムとしての機能も有していることから、それは異なる局面においてMCS全体を診断型または双方向型で動かせる役割をも担うとしている。すなわち、前者(診断型)は、事業サイクルの期間中の新税制の導入や執行方針の変更が増税をもたらす結果、鈍化するキャッシュ・フローの獲得速度を引き戻すための業務改善を促す働きを意味する。そして後者(双方向型)は、PMSが収集した情報をバリュー・チェーンの再設計や非財務情報の開示内容の見直しにつなげる、税務戦略のコントロールにおけるダブル・ループ学習のプロセスを起動する役割を担うとされている。本論文ではこうしたフレームワークを「税の要素を算入したPMSに基づくコントロール・パッケージ」と呼称し、研究の全体を包括する結論、すなわち、税務会計概念のフレームワークとして提示している。



## 論文審査結果の要旨

### 1 本論文の意義

本論文は、BEPS として指摘されている企業による租税回避の問題に取り組んだ意欲作である。本論文には、Scholes and Wolfson (1992) によって提示された企業の税務戦略を分析する有力な分析枠組みである契約理論に基づく税務計画アプローチにおける税を、コストではなく貢献と捉えている。その上で、この考え方に基づく企業の税務行動を促すためのマネジメント・コントロール・システムとディスクロージャー制度のあり方を検討している点に本論文の大きな独創性を見出すことができる。

特に、検討にあたって、管理会計研究からの知見を援用していることは斬新である。「企業がなぜ租税回避をするのか？」あるいは「企業がなぜ納税するのか？」という問いに対しては、税をコストと見る税務計画アプローチの枠組みでも、企業を取り巻くすべての利害関係者への影響およびすべてのコストの観点から研究が進められている。しかし、このアプローチにおいても、個別の取引に係る税務計画が企業内で1つの税務戦略として統合されるプロセスは未解明のままである。それゆえに、本論文で採用されている管理会計的視点は、この税務計画統合のブラックボックスの内容を明らかにすることに貢献することが期待される。

本論文の第6章冒頭では、木村(2003)と山本(2008)の引用によって、本論文が応えようとするリサーチ・ギャップが再整理されている。前者は、組織の内的機能としての国際税務問題と管理会計の結びつきに関する研究の遅れを指摘している。後者は、「税の意識を徹底させるために」企業内部の管理会計システムを全世界的に税引後基準に再構築することの必要性を指摘している。本論文では、これらの未解決な課題に対して、「税を算入するPMSによるコントロール・パッケージの会計」が提唱されている。また、この会計に「診断型コントロール・システム」の重要業績指標として、事業セグメントを連結した法人税負担後のキャッシュ・フロー値を採用することが提唱されている。本論文のこうした結論が社会と学界に及ぶ貢献は、次の2点の議論に集約することができる。

まず、本論文では、多国籍企業の経営管理において、税の意識が徹底して追及された結果である BEPS を詳細に論じ、その問題点から、多国籍企業と国際社会との間にあるべき経済的な関係性が考察されている。本論文が想定する「あるべき経済的関係性」は、「企業のタックス・フェアネス」であり、その概念化にあたっては新興国事業における「交渉によるインセンティブ」最大化の排除(第4章ほか)、プライベート・レター・ルーリングの排除(第4章)、軽課税地域に所在する拠点の事業戦略上の必要性に関する定性開示の要請(第8章)などの提示がなされており、多国籍企業の国際実務事例に立脚したこれらの主張は、十分な具体性を伴っている。

また、本論文は、多国籍企業の税務戦略に、連結ベースの税引後キャッシュ・フロー値に基づく「診断型コントロール・システム」を採用することと、LOCの「信条」「境界」の両システムが、国際社会からのガバナンス下で機能する税務会計のフレームワークが構築されることを主張している。第5章で整理されているように、英国・欧州においては、多国籍企業の税務会計情報に対する定量・定性開示義務の新たな制度化が続いている。本論文では、それらが多国籍企業の事務負担の新たな蓄積に終わるのではなく、それらの具体的な開示義務組み込んだ多国籍企業の納税行動の変容を後押ししうる税務会計のフレームワークが提示されている。このフレームワークは、企業のタックス・フェアネスの実現に向けた要諦として、財務情報と非財務情報の結合が不可欠であることを導出している。本論文では、この主張を Total Tax Contribution という既存の税務会計実務と対比させて論ずるという技法で展開しており、その論旨は十分な具体性を備えている。

以上が本論文に対する包括的な評価であるが、ここで、本論文の主要な学術研究上の個別的評価として、

次の3点を指摘することができる。

第1に、新興諸国における歳入確保の限界は、国際課税の制度設計にのみ基づいて追及することは困難であるという本論文の前半で結論は、これまでの税務会計研究の限界を明らかにして、多国籍企業の国際的なガバナンスに着目した「企業のタックス・フェアネス」の思考を導出している。「企業のタックス・フェアネス」という概念は、エール大学のシニアグローバルジャスティスフェローをはじめとする2名の著名な国際税務の研究者とのインタビュー結果からも、その妥当性が裏付けられている。この裏付けは、税務会計研究において、税はコストであるという従来の学説に対する斬新な問題提起を行うことを意味し、学術的な新分野の開拓に貢献するものと評価できる。

第2に、本論文では「企業のタックス・フェアネス」を導出する第4章の考察で、今日の税務計画が租税回避を後押しするにあたって、税務会計と財務会計の強固な結びつきが見いだされるという興味深い言及を行っている。他方で、第6章では、税務会計と管理会計との関係について先行研究を分析し、その中心がこれまでは国際振替価格に対する移転価格税制の問題であり、国際振替価格の研究からは税務会計に対する規範的な示唆を得る余地に乏しいという貴重な証明を行っている。つまり、税務会計と管理会計の結びつきは、現状の課題を斟酌すれば、必ずしも強固ではないことを明らかにしているのである。この解明は、第7章における戦略管理会計の理論モデルを広汎に評価したLangfield-Smith (1997) とChenhall (2003) の考察へと続き、企業組織が選択する戦略の如何を問わず、汎用性の高い分析結論をもたらす枠組みとしてのLOCの有用性が指摘され、その税務戦略における妥当性は、Govindarajan, Burgelmanの理論モデルをLOCと対比した上山 (2011)、伊藤 (2019)、Davila (2005) の再検討を通じて確認している。こうした流れで検討されているLOCは、本論文における中核的な理論枠組みであり、その援用に際して本論文が示す慎重な分析姿勢は、本論文の学術論文としての相応の価値を表すものと評価することができる。

第3に、第3章の分析からは、高いCSR評価値や市場等からの積極的なインパクトを享受する企業の納税行動に関する先行実証研究においては、企業の責任に対する社会的評価と租税回避との関係性について、何ら具体的な方向性が確認されていないとした上で、第8章・第9章における本論文筆者によるサンプル企業の分析から「税を目的とする請願活動」「実際の税負担削減行動」「Total Tax Contributionの会計による『貢献』の開示」の三者間の相互矛盾を解明し「企業の言行不一致 (Sikka, 2010) を実証している点に注目する必要がある。なぜ、国際課税の制度設計では解決されない国際課税の問題が存在しているのかという問題意識に対して本論文では、これらは多国籍企業自体の言行の不一致による結果であるとしている。そして、これを克服するためには、制度設計ではなく多国籍企業自体の変革が必要であり、戦略管理会計の導入やアカウンタビリティ強化のための自主的なディスクロージャーの充実の必要性を提示している。この一連の考察は極めて斬新で、今後の税務会計研究に大きな学術的貢献となる示唆であると高く評価することができる。

なお、LOCモデルに基づく多国籍企業に関する税務計画の実態調査では、ヘルスケア・ライフサイクルサイエンス産業から22社を抽出し、膨大なデータ（連結税効果指標や西岸報告調書等）の分析が行われている。これらのサンプルは、所属する業種によって異なる国際課税環境の不確実性を排除し、国際課税以外の要素から生ずる質的・量的なノイズの混入と過少なサンプル企業数は分析結果の信頼性を損ないかねないリスクを回避するために、20社を超える調査対象企業の候補を特定できるという理由で、ヘルスケア・ライフサイクルサイエンス産業から抽出されている。サンプル企業の抽出における合理性は、導出された結論の客観性に大きな影響を及ぼす可能性があり、本論文におけるサンプル企業の抽出に至るプロセスは、この点において非常に客観性に優れたものと評価できる。

## 2 本論文の課題と審査委員会の結論

本論文では、法人税をコストではなく事業を営む地域経済社会への貢献として定義する「企業のタックス・フェアネス」を導出し、それは「多国籍企業の公正な納税行動を規定する概念」として明示されている。そして、本論文の中核的主張である「企業のタックス・フェアネス」が概念的な本質を有することから、本論文の主題には「概念」の用語を用いている。しかし、「概念フレームワーク」の用語は元来、財務会計の基礎にある前提や概念を体系化するものとして理解されてきた。もとより本研究の考察が、財務会計と密接な関係を持つ税効果会計の枠に留まらず、管理会計の研究知見の広範な渉猟によって支えられている点に特徴があることは事実である。しかしながら、本論文では、税を貢献と考えて企業を適正な税務行動に誘導するためには、マネジメント・コントロール・システムやディスクロージャー制度の有効活用が有益であることを示唆しながらも、具体的にどのようなマネジメント・コントロール・システムやディスクロージャー制度を設計すべきかという具体的な提示にはたどり着いていない。この点は本論文の今後の課題であり、一層の研究が期待される場所である。

また、本論文では「税務計画」という概念を「租税回避」と同義で使用しており、確かに Hanlon and Heitzman (2010) のように、このような用語法を採用している文献はあるものの、その最初の提唱者と言える Scholes and Wolfson (1992) は、両概念を区別しており、税務計画の帰結が必ずしも租税回避をもたらさないことを示唆している。多くの税務計画研究においても、すべてのコストの考慮を重視しており、税務計画と租税回避は区別されている。こうした用語法の再検討からも新たな学術貢献が見いだされる可能性がある。

このような問題点と課題が残るとはいえ、これらはいずれも今後の研究の発展の方向性を示すものであり、本研究の本質的な意義と価値をまったく揺るがすものではなく、膨大な文献渉猟と第一次資料の分析結果に基づいた考察と結論のなども、本論文が学術論文として高く評価されるべき所以である。

加えて、本論文の申請者である市場哲也氏は、査読論文6本（すべて単著）の他、2回の学会報告（ともに国内全国大会）を行っており、これらの内容は第1章・第2章・第3章・第6章・第7章の論述に組み込まれている。学会報告に関しては、2021年8月開催の日本管理会計学会年次全国大会における報告「移転価格税制の遵守を前提とした振替価格の中立性機能の回復－取引単位営業利益法と連結セグメント会計」は、第6章における考察の礎として報告されたものである。また在学期間中に、公益財団法人牧誠財団から「戦略管理会計のマネジメント・コントロール・パッケージによる国際税務問題の分析的検討－ Levers of Control に基づく納税の社会的責任と価値創造の理論統合－」の研究題目に対して、単独の研究助成（2020年度第二次研究助成・助成金交付決定番号：研究2020006号）を獲得し、この助成金を活用した研究は、本論文の第8章と第10章の論述に組み込まれている。

以上により、審査委員会は全員一致で、口頭試問の内容を踏まえて、関西学院大学学位規程第5条第1項の規定により、市場哲也氏の博士学位申請論文が、博士（先端マネジメント）の学位に相当する論文であると判断し、同氏に学位を授与されるよう推薦するものである。